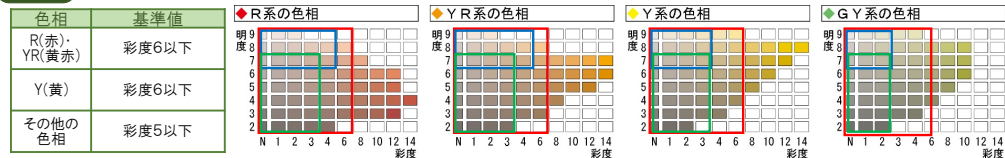


◆ 色彩の基準値及び推奨値(重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く市内全域)

■ 建築物

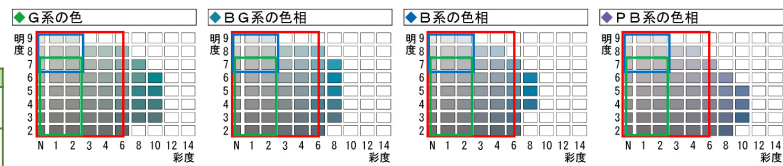
基準値



推奨値

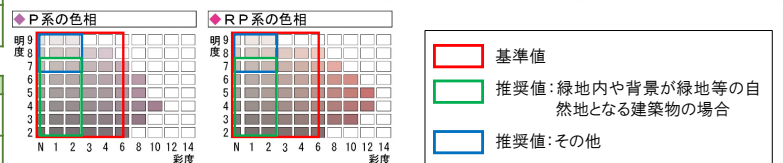
緑地内や背景が緑地等の自然地の場合

色相	推奨値
R(赤) YR(黄赤)	彩度4以下かつ明度2以上7以下
Y(黄)	彩度3以下かつ明度2以上7以下
その他の色相	彩度2以下かつ明度2以上7以下



その他の場合

色相	推奨値
R(赤) YR(黄赤)	彩度4以下かつ明度7以上
Y(黄)	彩度3以下かつ明度7以上
その他の色相	彩度2以下かつ明度7以上

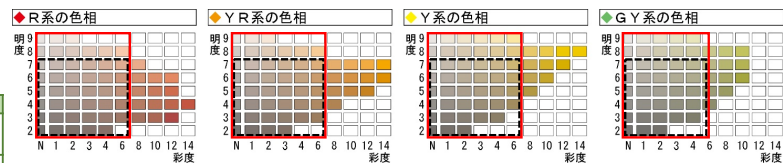


基準値
 推奨値: 緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物の場合
 推奨値: その他

■ 工作物

基準値

色相	基準値
R(赤) YR(黄赤)	彩度6以下
Y(黄)	彩度6以下
その他の色相	彩度5以下

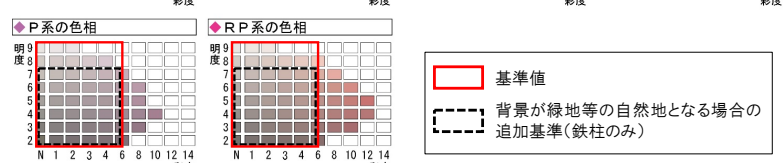
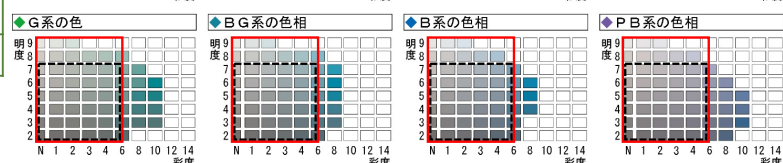


※背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度2以上7以下(鉄柱のみ)

5R	4	/	7
色相	明度	彩度	

※色相は色相、明度、彩度を上記のように記載します。



基準値
 背景が緑地等の自然地となる場合の追加基準(鉄柱のみ)

◆ 景観形成の施策

基本理念や基本方針を踏まえ、景観形成を推進するため官民協働で具体的な施策に取り組みます。

例: 風景絵画コンクール/花と緑の景観拠点づくり事業/みやざき景観100選フォトコンテスト/景観教室/出前講座



花と緑の景観拠点づくり事業



景観教室

宮崎市景観計画 《概要版》

◆ 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出するとともに、市民の地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながります。

また、宮崎県の県都として美しく魅力のあるまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、観光や交流の促進が期待されます。

さらに、景観づくりの取組を通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、市民主体の活力のあるまちづくりが推進されます。

加えて、今後はSDGsや低炭素・循環型社会の実現に向けて、持続可能な景観形成と環境保全を一体的に取り組んでいく必要があります。

◆ 宮崎市景観計画の目的と役割

【目的】

本計画は、総合的な景観形成を図ることを目的として、平成16年(2004年)に制定された景観法に基づき、今後の景観施策を実現していくための基本的方向を示すマスタープランと位置づけるものです。

【役割】

- (1) 総合的な景観形成の推進基盤
- (2) 市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針
- (3) 景観からのまちづくりの推進
- (4) 屋外広告物適正化の推進

◆ 景観形成の基本理念

『次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき』

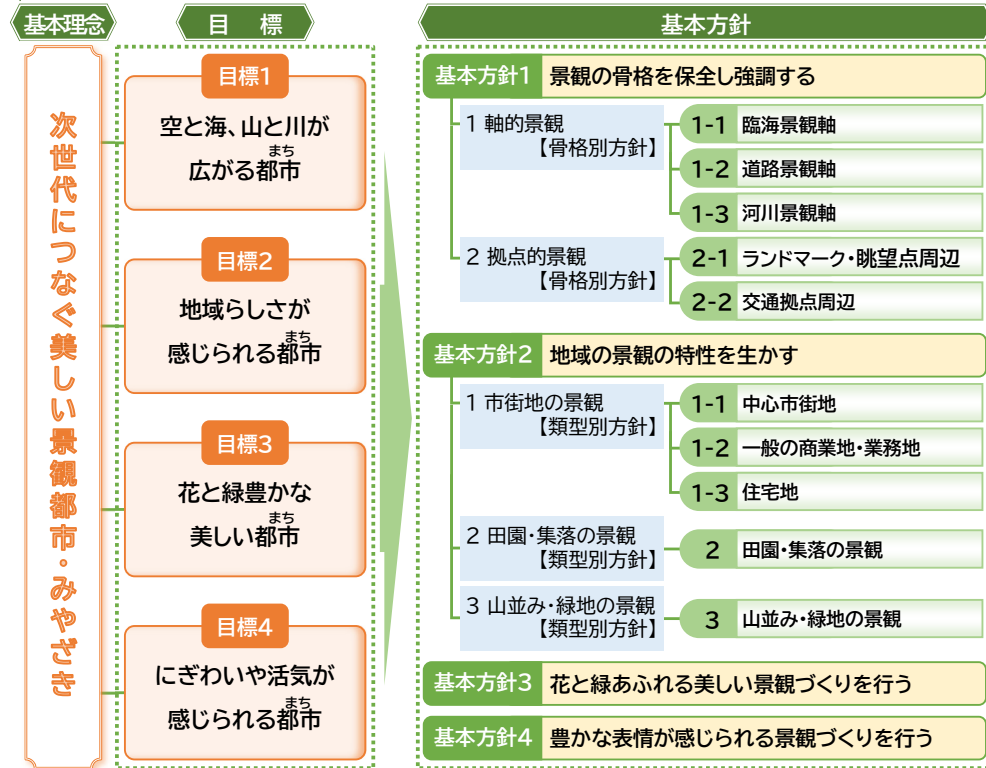
“空、海、山、川”に象徴される豊かな自然の広がり、“花や緑”に象徴される人々の豊かな心、これらを市民共有の財産として大切に育むとともに、快適に暮らせるまち、活力のあるまちを創造することが必要です。

このような背景を踏まえ、SDGsにも配慮した持続可能なまちの形成を目指すとともに、令和32年(2050年)のゼロカーボンシティの実現も視野に入れた取組を市民、事業者、行政との連携により推進することで、美しい景観都市・みやざきを創り、次世代に引き継いでいきます。



橋公園のフェニックス

◆ 「景観形成の基本的な考え方」の体系図

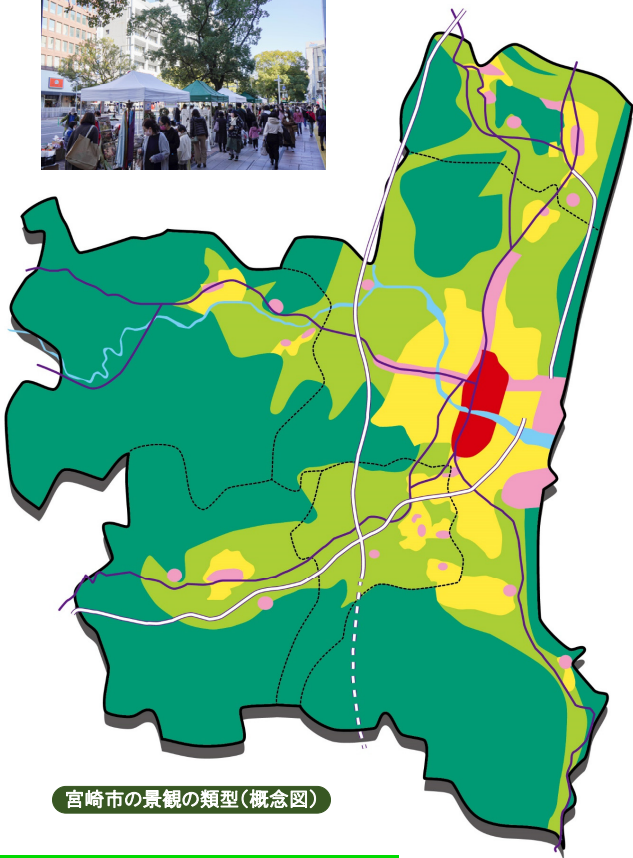


◆ 類型別方針

市域の景観を市街地(中心市街地、一般の商業地・業務地、住宅地)、田園・集落、山並み・緑地に分類し、それぞれに応じた景観形成の方針を設定して、地域ごとの特性を生かした景観形成の取組を推進します。

中心市街地

- (1) 活力と風格のあるまちなみの形成
- (2) ゆとりと潤いのある美しい市街地景観の形成
- (3) にぎわいを感じられる景観の形成



宮崎市の景観の類型(概念図)

一般の商業地・業務地

- (1) 地域の特性を生かした商業地のまちなみの形成
- (2) 周辺景観と調和した業務地のまちなみの形成



住宅地

- (1) 周辺景観と調和したまちなみの形成
- (2) ゆとりと潤いのある住環境の形成
- (3) 快適で安全な住環境の形成



■市街地の景観	
中心市街地	
一般の商業地・業務地	
住宅地	
■田園・集落の景観	
■山並み・緑地の景観	
■その他	
大淀川	
国道	
高速道路等	

山並み・緑地の景観

- (1) 山並みの稜線の保全
- (2) 緑地や自然景観と調和した景観の形成
- (3) 良好な自然環境の保全



田園・集落の景観

- (1) 農地や緑地の保全
- (2) 田園風景と調和した景観の形成
- (3) 農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全
- (4) 農業振興を通じた景観形成の取組の推進



◆ 景観計画区域及び重点景観形成地区・景観形成推進地区

本市では、**市内全域**を景観計画区域に指定するとともに、地区の実情を踏まえて重点景観形成地区、景観形成推進地区を指定しています。

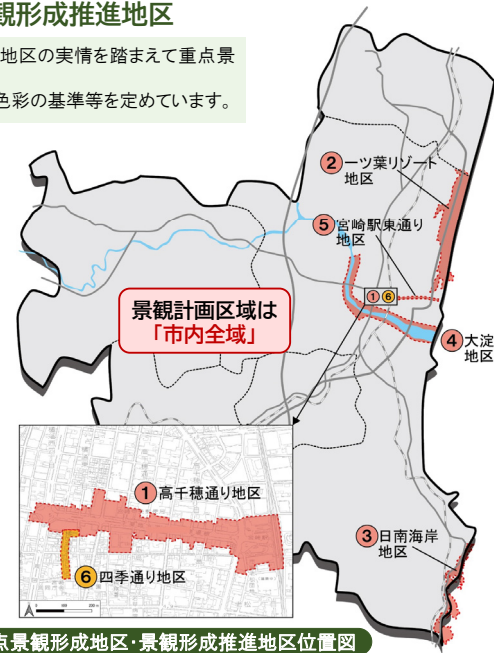
また、市内全域、各地区で届出の対象となる行為、規模、色彩の基準等を定めています。

■重点景観形成地区【①～⑤】

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「**重点景観形成地区**」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。

■景観形成推進地区【⑥】

地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域については、「**景観形成推進地区**」に定め、地元と連携しながら景観形成を推進します。



重点景観形成地区・景観形成推進地区位置図

◆ 届出の対象となる行為

景観法第16条第1項に基づき、市内全域(重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く)において、以下の行為を行う際は景観課への届出が必要です。なお、重点景観形成地区・景観形成推進地区においては、全ての建築物、工作物及び屋外広告物が届出の対象となります。

<届出対象行為>

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合も含む)
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

■届出対象となる規模

建築物	(1) 地盤面から最高部までの高さが10m以上 (2) 延べ面積又は建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、延べ面積又は建築面積の合計)が300㎡以上 ※景観法第16条第1項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、壁面及び屋根・屋上に100㎡以上の太陽光発電設備(建築基準法第2条第3号に該当するもの)を設置する場合は建築物の一部とみなす。	10m以上 300㎡以上	高さ5m以上 5m以上
	工作物	煙突・排気塔 高さ6m以上 6m以上	
RC柱・木柱・鉄柱	高さ15m以上 15m以上		
記念塔・装飾塔	高さ4m以上 4m以上		
高架水槽・冷却塔	高さ8m以上		
物見塔・サイロ 石油・ガスタンク	高さ8m以上 8m以上		
屋外広告物	広告塔等(屋上広告・野立広告・袖看板等) 広告板等(壁面広告、懸垂幕等)	高さ4m以上、又は表示面積の合計が20㎡以上(同一敷地内にあるすべての広告物面積の合計)	